

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

薩摩川内市監査委員 篠 原 和 男
同 矢 野 信 之
同 瀬 尾 和 敬



定期監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査を薩摩川内市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査の対象

(1) 対象課所

総務部、企画政策部、市民福祉部、農林水産部、商工観光部、建設部、教育部（少年自然の家及び中央図書館を含む）、水道局、消防局及び議会事務局の各課、室並びに会計課、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局及び農業委員会事務局

(2) 対象事務

令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 1 1 月 3 0 日）の財務に関する事務の執行から抽出

3 監査の着眼点

地方自治法第 2 条第 1 4 項、第 1 5 項及び第 1 6 項の規定に則って、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが法律や条例に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施方法

今回の監査は、あらかじめ必要な関係書類及び資料の提出を求め、証票突合などの事前審査を行った後、関係職員に対する質疑、応答、その他必要と認められた監査手続を実施した。

5 監査実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局

(2) 監査期間

令和3年11月18日(木)～令和4年2月18日(金)

(3) 委員ヒアリング実施日

令和4年1月13日(木)・14日(金)・17日(月)・18日(火)

令和4年2月17日(木)・18日(金)

6 監査結果及び意見

(1) 監査結果

おおむね適正に処理されていると認めた。

(2) 監査意見

- ・ 歳入、歳出等に係る財務処理について、条例、規則、通知等に基づいた適切な処理を行い、作成した帳票や提出された書類等の精査及び確認について引き続き徹底されたい。
- ・ 予定価格について、十分精査して契約金額の妥当性を確保されたい。
- ・ 随意契約について、地方自治法施行令の適用理由や業者選定理由を具体的かつ明確にするなど慎重に行い、特に一者随意契約においては、当該一者を選定する理由が客観的に見て十分な根拠であるか、また、取り巻く状況の変化に伴い、他者との競争性が生じていないか調査されたい。
- ・ 補助金交付においては、常に公平性・公正性の確保が要請されることから、交付先における補助対象経費の範囲を的確に把握するとともに、その補助額の算定についても透明性・妥当性を検証されたい。
- ・ 公用車の取扱いについて、運転手の不注意や確認不足を原因とする事故による修繕が見られることから、細心の注意を払い、より慎重な運転を心がけるよう留意されたい。